

就学援助制度についてのお知らせ

就学援助とは、お子様を市立小・中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度です。援助を受けるためには昨年度認定されていた方を含め毎年度申請が必要です。援助を受けられる条件、受け取れる金額等については、次のとおりです。

1 就学援助費を受け取れる方

次の申請理由のどれかに当てはまる方は、就学援助費の申請をすることができます。

申請理由			
(1)	生活保護の受給	(4)	令和4年の所得が基準額以下(下記目安額参照)
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止	(5)	その他経済的に困っている
(3)	児童扶養手当を受給 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外です。	(6)	家計が急変した

※(5)その他経済的に困っている、(6)家計が急変したについては、生活福祉資金の貸付を受けた、失業した、所得が大幅に減った等が該当します。詳細については、ホームページを確認してください。

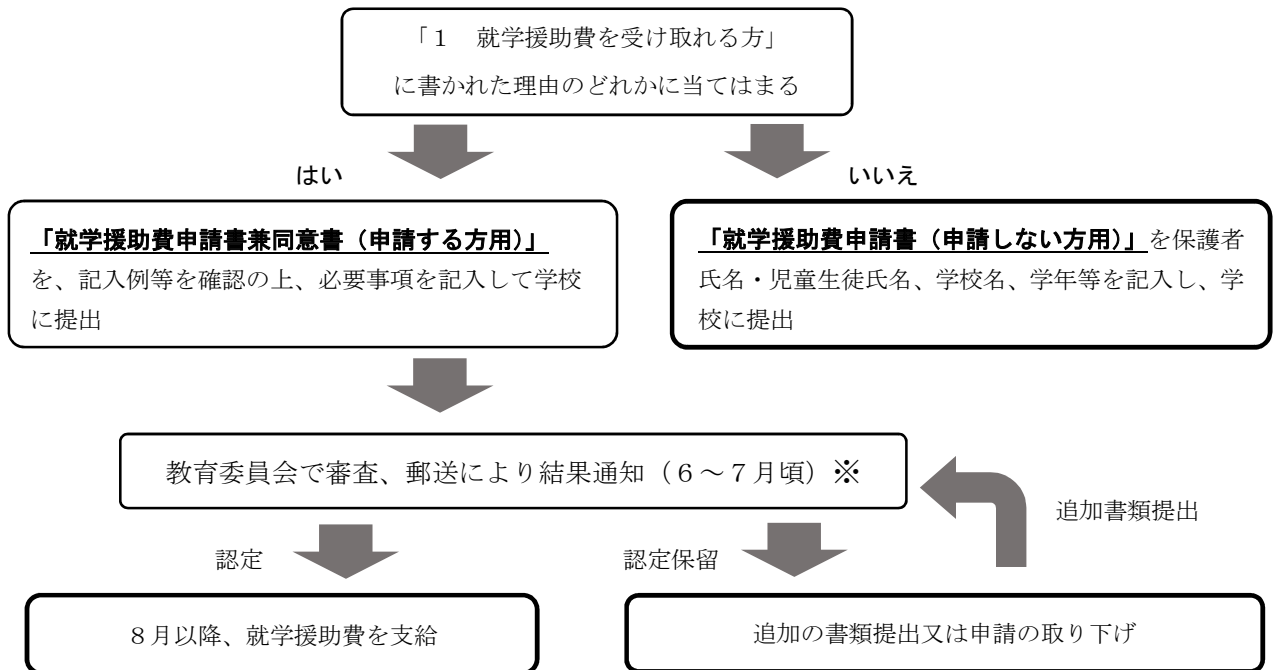
【世帯所得・総収入の目安額】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	約230万円	約286万円	約330万円	約379万円	約430万円	約482万円	約516万円
総収入	約354万円	約425万円	約480万円	約542万円	約605万円	約669万円	約707万円

※総所得とは、市民税・県民税の「課税額(非課税)証明書」における「合計所得金額」です。源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告の場合は「所得金額」の「合計」欄・「分離課税」欄・「退職」欄・「山林」欄を合算した金額となります。給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の合計所得額から10万円を控除します

2 申請・審査・支給の流れ

就学援助を申請しない方についても書類の提出が必要です



※認定保留後に追加書類の提出により認定となった方の就学援助費については、認定通知後の支給となります。

詳細は裏面「5 認定時期の目安と支給時期」をご確認ください。

